

# 兵庫県公報

令和3年5月21日 金曜日 第209号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

	ページ
<b>告 示</b>	
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	1
○ 土地改良区の定款の変更認可（同）	6
○ 保安林の指定（豊かな森づくり課）	6
○ 保安林の指定予定（同）	7
○ 保安林の指定の予定通知（同）	7
○ 同 上（同）	8
○ 基本測量が終了した旨の通知（契約管理課）	8
○ 公共測量が終了した旨の通知（同）	8
○ 同 上（同）	9
○ 同 上（同）	9
○ 同 上（同）	9
○ 同 上（同）	9
○ 昭和39年兵庫県告示第332号の12（兵庫県の指定金融機関等の名称等）の一部改正（会計課）	10
<b>公 告</b>	
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（東播磨県民局）	10
○ 同 上（中播磨県民センター）	10
<b>選挙管理委員会告示</b>	
○ 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程	11

## 告 示

### 兵庫県告示第580号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和3年5月21日

兵庫県知事 井戸敏三

#### 加古川市東部土地改良区

##### 退任役員

役員の区分	氏名	住所
監事	戸田正文	加古川市八幡町中西条432番地

##### 就任役員

役員の区分	氏名	住所
監事	大山文男	加古川市八幡町下村698番地

#### 草谷川土地改良区

##### 退任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	井澤康晴	加古郡稲美町下草谷340番地の140
同	前川良勝	同 郡同 町草谷231番地
同	藤田忠雄	同 郡同 町草谷1096番地
同	藤本義昭	同 郡同 町草谷726番地
同	大竹秀男	同 郡同 町草谷297番地の1
同	大竹宏樹	同 郡同 町草谷280番地の2
同	藤本忠	同 郡同 町草谷254番地の3

同	魚 住 龍 平	同 郡同	町草谷236番地
同	辻 本 克	同 郡同	町草谷1146番地の20
同	井 澤 貞 良	同 郡同	町下草谷103番地の1
同	長谷川 道 生	同 郡同	町下草谷40番地の44の1
同	井 澤 達 文	同 郡同	町下草谷340番地の168
同	井 澤 正 明	同 郡同	町下草谷340番地の138
監 事	藤 本 泰 利	同 郡同	町草谷530番地の1
同	大 山 隆 造	同 郡同	町草谷59番地の155
同	井 澤 勝 則	同 郡同	町下草谷401番地の183

就任役員

役員の区分

理 事

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

監 事

同

同

同

氏 名

前 川 勝

藤 本 義 昭

小 林 明 一

大 竹 宏 樹

前 川 嘉 久

宮 本 利 幸

藤 本 勝 彦

魚 住 利 信

井 澤 貞 良

長谷川 道 生

井 澤 達 文

井 澤 勝 正

井 澤 利 勝

大 竹 恵 治

魚 住 達 也

井 澤 正 明

井 澤 明 彦

住 所

加古郡稲美町草谷65番地の135

同 郡同 町草谷726番地

同 郡同 町草谷316番地の2

同 郡同 町草谷280番地の2

加古川市平岡町新在家1130番地の2

イーストコート202号

加古郡稲美町草谷234番地

同 郡同 町草谷576番地の2

同 郡同 町草谷249番地

同 郡同 町下草谷103番地の1

同 郡同 町下草谷40番地の44の1

同 郡同 町下草谷340番地の168

同 郡同 町下草谷401番地の121

同 郡同 町下草谷340番地の160

明石市中崎2丁目7番31-1303号

加古郡稲美町草谷1202番地の20

同 郡同 町下草谷340番地の138

同 郡同 町下草谷102番地

高岡福田土地改良区

退任役員

役員の区分

理 事

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

監 事

同

同

同

氏 名

日 野 利 之

大 杉 武 司

大 野 武 二 郎

三 木 勝 博

後 藤 土 彦

藤 後 正 和

川 端 一 誠

中 川 茂 俊

柴 崎 佳 輝

山 内 昇

福 本 幸 雄

山 口 省 五

尾 崎 幸 忠

松 岡 武 夫

梶 浦 甫 親

住 所

神崎郡福崎町福田855番地

同 郡同 町高岡1433番地

同 郡同 町高岡1098番地

同 郡同 町福田238番地4

同 郡同 町高岡941番地1

同 郡同 町高岡1111番地15

同 郡同 町高岡1151番地

同 郡同 町高岡1268番地

同 郡同 町高岡1455番地

同 郡同 町高岡1885番地2

同 郡同 町高岡294番地1

同 郡同 町高岡204番地1

同 郡同 町福田783番地6

同 郡同 町高岡1235番地3

同 郡同 町高岡1451番地

就任役員

役員の区分

理 事

氏 名

三 木 勝 博

住 所

神崎郡福崎町福田238番地4

同	大 杉 武 司	同 郡同 町高岡1433番地
同	大 野 武二郎	同 郡同 町高岡1098番地
同	小 國 万左夫	同 郡同 町福田818番地
同	後 藤 土 彦	同 郡同 町高岡941番地 1
同	大 杉 博	同 郡同 町高岡1160番地 1
同	中 川 茂 俊	同 郡同 町高岡1268番地
同	柴 崎 佳 輝	同 郡同 町高岡1455番地
同	山 内 昇	同 郡同 町高岡1885番地 2
同	福 本 幸 雄	同 郡同 町高岡294番地 1
同	尾 崎 吉 晴	同 郡同 町田口259番地 1
監 事	尾 崎 幸 忠	同 郡同 町福田783番地 6
同	鳥 岡 照 義	同 郡同 町高岡1829番地 1
同	坂 本 文 男	同 郡同 町高岡1494番地 1
同	川 端 一 誠	同 郡同 町高岡1151番地

大名草土地改良区

退任役員

役員の区分

理 事

同

同

同

同

監 事

同

氏 名

朝 倉 重 和

山 本 淳 一

足 立 英 幸

竹 村 公 一

足 立 伸 行

大 西 幸 雄

衣 川 壽 一

住 所

丹波市青垣町大名草898番地

同 市青垣町大名草1164番地 1

同 市青垣町大名草1156番地 2

同 市青垣町大名草1277番地

同 市青垣町大名草1114番地 1

同 市青垣町大名草730番地

同 市青垣町大名草757番地 1

就任役員

役員の区分

理 事

同

同

同

同

監 事

同

氏 名

足 立 正 行

足 立 幸 二

足 立 勝 之

衣 川 正 人

杉 本 貞 文

朝 倉 重 和

谷 憲 治

住 所

丹波市青垣町大名草1298番地

同 市青垣町大名草309番地 1

同 市青垣町大名草798番地 1

同 市青垣町大名草1291番地

同 市青垣町大名草706番地

同 市青垣町大名草898番地

同 市青垣町大名草186番地 3

小多田土地改良区

退任役員

役員の区分

理 事

同

同

同

同

同

同

同

監 事

同

氏 名

新 家 将 之

堀 井 実

清 水 正 夫

塚 本 幸 隆

小 島 正 宏

小 嶋 茂 夫

岸 本 久 芳

新 家 良 夫

新 家 教 雄

堀 井 好 博

住 所

丹波篠山市小多田635番地

同 市小多田709番地

同 市小多田1822番地

同 市小多田1594番地

同 市小多田1316番地

同 市小多田1447番地

同 市小多田793番地

同 市小多田510番地

同 市小多田517番地

同 市小多田809番地

就任役員

役員の区分

理 事

同

氏 名

新 家 良 夫

石 田 善 一

住 所

丹波篠山市小多田510番地

大阪府枚方市山之上1丁目23番66号

同	塚 本 忠 宏	丹波篠山市小多田1690番地 1
同	清 水 紀 雄	同 市小多田1795番地
同	小 島 敦 史	同 市小多田1321番地
同	堀 井 実	同 市小多田709番地
同	林 利 夫	同 市小多田936番地
同	新 家 弘 文	同 市小多田408番地
監 事	新 家 将 之	同 市小多田635番地
同	清 水 正 夫	同 市小多田1822番地
同	松 原 宗 一	同 市小多田567番地

**養宜土地改良区**

退任役員

役員の区分

	氏 名	住 所
理 事	山 口 輝 明	南あわじ市八木入田316番地
同	太 田 耕 治	同 市八木入田221番地
同	長 谷 光 登	同 市八木入田80番地
同	太 田 成 則	同 市八木入田99番地
同	太 田 正 一	同 市八木入田125番地 1
同	山 口 正 彦	同 市八木入田85番地
同	赤 松 強	同 市八木養宜中167番地
同	赤 松 茂 寿	同 市八木養宜中344番地 2
同	片 桐 千 尋	同 市八木養宜中228番地
同	武 市 和 也	同 市八木養宜中119番地
同	柏 木 宗	同 市八木養宜上227番地
同	細 川 満	同 市八木養宜上1561番地
同	前 野 勝 洋	同 市八木養宜上1571番地
同	柏 木 英 之	同 市八木養宜上120番地
同	藤 江 伸 治	同 市八木養宜上622番地
同	柏 木 大一良	同 市八木養宜上230番地
監 事	増 田 順	同 市八木入田90番地
同	細 川 孝 夫	同 市八木養宜中255番地
同	前 野 拓 也	同 市八木養宜上1514番地

就任役員

役員の区分

	氏 名	住 所
理 事	山 口 輝 明	南あわじ市八木入田316番地
同	太 田 耕 治	同 市八木入田221番地
同	長 谷 光 登	同 市八木入田80番地
同	太 田 成 則	同 市八木入田99番地
同	太 田 昭 司	同 市八木入田125番地 1
同	山 口 正 彦	同 市八木入田85番地
同	中 尾 眞 治	同 市八木入田105番地
同	赤 松 強	同 市八木養宜中167番地
同	赤 松 茂 寿	同 市八木養宜中344番地 2
同	片 桐 千 尋	同 市八木養宜中228番地
同	武 市 和 也	同 市八木養宜中119番地
同	柏 木 千 生	同 市八木養宜上212番地
同	細 川 満	同 市八木養宜上1561番地
同	前 野 勝 洋	同 市八木養宜上1571番地
同	柏 木 英 之	同 市八木養宜上120番地
同	廣 瀬 成 彦	同 市八木養宜上256番地
同	柏 木 大一良	同 市八木養宜上230番地

監 事	増 田 順	同	市八木入田90番地
同	細 川 孝 夫	同	市八木養宜中255番地
同	前 野 拓 也	同	市八木養宜上1514番地
同	橋 本 浩 嗣	同	市八木養宜上1114番地 1

片田土地改良区

退任役員

役員の区分

	氏 名		住 所
理 事	福 岡 秀 幸	南あわじ	市志知北424番地
同	福 岡 久 雄	同	市志知北584番地
同	久保田 友 康	同	市志知南289番地
同	楠 宏 茂	同	市志知南303番地 3
同	楠 育 郎	同	市志知南262番地
同	酒 井 惠 司	同	市志知北229番地
同	久保田 修	同	市志知南316番地
同	出 口 文 夫	同	市志知北675番地
同	池 田 正 弘	同	市志知北406番地
同	片 岡 秋 晴	同	市志知北731番地
同	池 田 泰 富	同	市志知南172番地
同	片 岡 晴 男	同	市志知北687番地
同	細 川 好 昭	同	市志知南272番地
同	細 川 幸 宗	同	市志知南266番地
同	池 田 武 志	同	市志知北733番地 2
同	桑 嶋 光 明	同	市志知北570番地
同	池 田 敏 和	同	市志知北714番地
監 事	船 越 一 夫	同	市志知北382番地 2
同	池 田 学	同	市志知南299番地

就任役員

役員の区分

	氏 名		住 所
理 事	福 岡 秀 幸	南あわじ	市志知北424番地
同	福 岡 久 雄	同	市志知北584番地
同	久保田 友 康	同	市志知南289番地
同	楠 宏 茂	同	市志知南303番地 3
同	楠 育 郎	同	市志知南262番地
同	酒 井 惠 司	同	市志知北229番地
同	久保田 修	同	市志知南316番地
同	出 口 文 夫	同	市志知北675番地
同	池 田 正 弘	同	市志知北406番地
同	片 岡 秋 晴	同	市志知北731番地
同	池 田 泰 富	同	市志知南172番地
同	片 岡 晴 男	同	市志知北687番地
同	細 川 好 昭	同	市志知南272番地
同	細 川 幸 宗	同	市志知南266番地
同	池 田 武 志	同	市志知北733番地 2
同	桑 嶋 光 明	同	市志知北570番地
同	池 田 敏 和	同	市志知北714番地
監 事	船 越 一 夫	同	市志知北382番地 2
同	池 田 学	同	市志知南299番地
同	中 川 拓 也	同	市志知北711番地

相原土地改良区

退任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	下森啓司	洲本市五色町鮎原下512番地
同	高田和明	淡路市志筑3266番地1
同	奥和道	洲本市五色町鮎原神陽600番地136
同	木田一也	同 市五色町鮎原下663番地3
同	西尾一之	同 市五色町鮎原中邑48番地2
同	政処眞己	同 市五色町鮎原下496番地1
同	羽坂俊彦	同 市五色町鮎原中邑259番地1
監事	木田清文	同 市五色町鮎原下443番地
同	北山豊	同 市五色町鮎原中邑756番地2

就任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	下森啓司	洲本市五色町鮎原下512番地
同	高田和明	淡路市志筑3266番地1
同	奥和道	洲本市五色町鮎原神陽600番地136
同	木田一也	同 市五色町鮎原下663番地3
同	西尾一之	同 市五色町鮎原中邑48番地2
同	政処眞己	同 市五色町鮎原下496番地1
同	羽坂俊彦	同 市五色町鮎原中邑259番地1
監事	木田清文	同 市五色町鮎原下443番地
同	北山豊	同 市五色町鮎原中邑756番地2
同	笹谷正二	同 市五色町鮎原下271番地

兵庫県告示第581号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。  
令和3年5月21日

兵庫県知事 井戸敏三

土地改良区の名称	認可年月日
神戸市野瀬北土地改良区	令和3年4月16日
養宜土地改良区	同 月21日
倭文長田土地改良区	同 月22日
新田井堰土地改良区	同 月26日
小坂西部土地改良区	同
大名草土地改良区	同
大日川土地改良区	令和3年4月27日
曾地土地改良区	同 月30日
小多田土地改良区	同

兵庫県告示第582号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。  
令和3年5月21日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 保安林の所在場所

佐用郡佐用町櫛田字小瀬之内12の7（次の図に示す部分に限る。）、22の17

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字小瀬之内12の7（次の図に示す部分に限る。）、22の17

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部農林水産局豊かな森づくり課、西播磨県民局光都農林振興事務所及び佐用郡佐用町役場に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第583号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和3年5月21日

兵庫県知事 井戸敏三

1 保安林予定森林の所在場所

赤穂郡上郡町與井字西山913の14から913の18まで、913の20から913の22まで、913の24、913の27、913の31、913の32、913の41、913の52、913の59、913の83、913の161、913の165、913の166

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字西山913の20・913の21・913の27・913の52・913の59・913の165（以上6筆について次の図に示す部分に限る。）、913の31、913の32、913の161

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部農林水産局豊かな森づくり課、西播磨県民局光都農林振興事務所及び赤穂郡上郡町役場に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第584号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和3年5月21日

兵庫県知事 井戸敏三

1 保安林予定森林の所在場所

三木市志染町三津田字城ノ腰1492の14、1942の15、1942の29、1942の36、1942の39

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法
  - ア 主伐は、択伐による。
  - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
  - 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部農林水産局豊かな森づくり課、北播磨県民局加東農林振興事務所及び三木市役所に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第585号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和3年5月21日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 保安林予定森林の所在場所
  - たつの市揖西町竹原字播磨塚965の119から965の121まで、965の122の1
- 2 指定の目的
  - 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
      - 字播磨塚965の119から965の121まで・965の122の1（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度
    - 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部農林水産局豊かな森づくり課、西播磨県民局光都農林振興事務所及びたつの市役所に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第586号**

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量が終了した旨の通知があった。

令和3年5月21日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
  - 基本測量（地殻変動補正パラメータ測量）
- 2 作業期間
  - 令和3年3月1日から同月31日まで
- 3 作業地域
  - 兵庫県全域



**兵庫県告示第587号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和3年5月21日



兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類  
公共測量（1級基準点測量）
- 2 作業期間  
令和2年6月1日から令和3年3月31日まで
- 3 作業地域  
兵庫県全域



**兵庫県告示第588号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省近畿地方整備局近畿道路メンテナンスセンター長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和3年5月21日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類  
公共測量（航空レーザ測量）
- 2 作業期間  
令和2年10月26日から令和3年3月19日まで
- 3 作業地域  
国道2号（赤穂市内）及び国道29号（宍粟市内）



**兵庫県告示第589号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和3年5月21日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類  
公共測量（4級基準点測量及び現地測量）
- 2 作業期間  
令和2年10月19日から令和3年3月25日まで
- 3 作業地域  
加古川市平岡町新在家ほか



**兵庫県告示第590号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、姫路市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和3年5月21日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類  
公共測量（航空写真撮影（地図情報レベル1000）及び写真地図作成）
- 2 作業期間  
令和2年9月3日から令和3年3月29日まで
- 3 作業地域  
姫路市全域



**兵庫県告示第591号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、尼崎市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和3年5月21日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類  
公共測量（航空写真撮影（地図情報レベル500））
- 2 作業期間  
令和2年12月4日から令和3年3月31日まで
- 3 作業地域  
尼崎市全域



**兵庫県告示第592号**

昭和39年兵庫県告示第332号の12（兵庫県の指定金融機関等の名称等）の一部を次のように改正し、令和3年5月21日から適用する。

令和3年5月21日

兵庫県知事 井戸敏三

3の表中

「

神戸信用金庫 (略)	兵庫県内に所在する営業所 (略)
中兵庫信用金庫	同上
但陽信用金庫	同上

」

を

「

神戸信用金庫 (略)	兵庫県内に所在する営業所 (略)
中兵庫信用金庫	兵庫県内及び京都府内に所在する営業所
但陽信用金庫	兵庫県内に所在する営業所

」

に改める。

**公 告**

**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和3年5月21日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
加古郡稲美町中村字そけ谷484番2、484番3、484番5、490番3
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
神戸市東灘区鴨子ヶ原3丁目28番54号  
井上 光
- 3 許可年月日及び許可番号  
令和2年12月24日  
兵庫県指令東播（加土）（建）第1-29号（2稲美）



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和3年5月21日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
赤穂市加里屋字中洲3220番1、3220番3、3221番1、3222番1の一部、3233番から3235番まで、3220番1地先水路、3233番地先里道
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
姫路市勝原区宮田576番3  
有限会社幸和ハウス 代表取締役 竹田博哉
- 3 許可年月日及び許可番号  
令和3年4月9日  
兵庫県指令中播（姫土）（建）第1-20-2号（2赤穂）

**選挙管理委員会告示****兵庫県選挙管理委員会告示第43号**

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。  
令和3年5月21日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 石堂則本

**行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程の一部を改正する規程**

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程（平成17年兵庫県選挙管理委員会告示第130号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

情報通信技術を活用した県行政の推進等に関する条例施行規程

第1条中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年兵庫県条例第14号。以下「情報通信技術利用条例」という。）」を「情報通信技術を活用した県行政の推進等に関する条例（平成16年兵庫県条例第14号。以下「情報通信技術活用条例」という。）」に改める。

第2条中「情報通信技術利用条例第7条」を「情報通信技術活用条例第10条」に、「情報通信技術利用条例第3条」を「情報通信技術活用条例第6条」に改める。

第3条中「情報通信技術利用条例」を「情報通信技術活用条例」に、「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則」を「情報通信技術を活用した県行政の推進等に関する条例施行規則」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。